

高津区区民会議公募委員選考委員会設置要綱

平成 1 8 年 4 月 1 日

1 7 川高総第 1 1 0 6 号

(目的及び設置)

第 1 条 高津区区民会議の公募による委員の選考を適正かつ公平に行うため、高津区区民会議公募委員選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 選考に係る方針の策定に関すること。
- (2) 選考の実施及び選考結果の判定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は区長を、副委員長は副区長をもって充てる。
- 3 委員会の委員は、区役所の部長の職にある者その他区長が必要と認める者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、委員会の事務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(議事)

第 6 条 委員会の議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会において必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、高津区役所総務企画課企画調整担当において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。